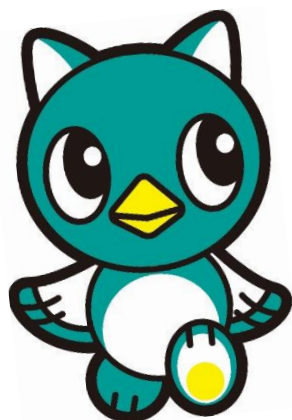


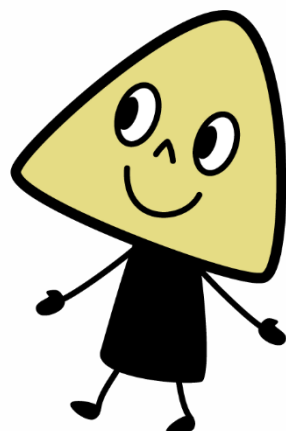


誰もが暮らしやすいまちへ！

八千代市 パートナーシップ・ ファミリーシップ 届出制度



令和7年4月スタート



「八千代市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」は、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束したお二人が、パートナーシップの関係にあることを、市に届け出る制度です。

同性・異性(同性カップル・事実婚等)は問いません。また、お二人にお子さんがいる場合、あわせてファミリーシップの届出もできます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、相続や税の控除などの法令上の効力が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と一緒に自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するものです。

● パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で経済面、生活面及び精神面で互いに責任を持って協力し合うことを約束した二人の関係をいいます。

● ファミリーシップ

パートナーシップにある二人の、その双方または一方の未成年の子を家族として生活する関係をいいます。

● 市民・事業者の皆さまの協力をお願いします

多様性への理解が進み、誰もが自分らしく過ごしていける社会の実現を目指すことは、すべての人にとって、意義のあることです。

制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる場が増えるよう、皆さまのご協力をお願いします。

● 制度を詳しく知りたい方、申請したい方はこちらをご覧ください



八千代市ホームページ
<https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/3/61230.html>

お問い合わせは 八千代市男女共同参画センターへ

電話:047(485)7088 FAX:047(485)7398 メール:danjo@city.yachiyo.chiba.jp